

# 藤原広嗣の上表文を読む

辻 憲 男

〔要 旨〕 『群書類従』神祇部所収の「松浦廟宮先祖次第并本縁起」の中に、藤原広嗣（？―七四〇）の上表文なるものを載せる。これは従来、後世の偽作と見なされてきたが、かりに上代の漢文として読んだ場合、いかなる問題が生ずるか。本文に乱れがあり、文意の通りにくい箇所もあるが、まずは語句・表現に即して略注をのみ施し、この問題について若干の私見を示すことにした。

〔キーワード〕 藤原広嗣、上表文、松浦廟宮先祖次第并本縁起

さきごろ『日本奇談逸話伝説大事典』（勉誠社）のために、藤原広嗣について『続日本紀』や中世説話を材料に短い文章を書いたことがあった。<sup>①</sup>そのときは、『群書類従』神祇部所収の「松浦廟宮先祖次第并本縁起」の中に広嗣の上表文なるものを載せるが、これを偽作とする説に従って、まったく触れないですませてしまった。しかしその後、辞書を引き引き読んでみると、それが意外に奈良朝の漢文らしい特徴を持っていて、かなりの信憑性を認めてよいのではないかと思うようになった。<sup>②</sup>まだ調べ足りないことが多いが、とりあえず略注のみをここに提出する所以である。この上表文の訓読はすでに宮田俊彦氏『吉備真備』（人物叢書）が試みているが、省略があり文意不通の箇所もある。<sup>③</sup>

また伴信友に考注稿本があり龍門文庫に蔵することが知られるが、わたしはまだ実見する機会を得ていない。もとより写本に就いての調査をすべきであろうが、それも訓読文の作成と併せて他日に譲ることとしたい。

本文底本は活字版『群書類従』神祇部卷二十五「松浦廟宮先祖次第并本縁起」の上表文の部分である。文節に区切り、句読を適宜改めた。本文を訂したのは次の四箇所である。

1 舐糠之心 底本「舐糖之心」。意改。

2 姪欲 底本「姪欲」。意改。

3 蕞爾 底本「最爾」。底本注に「蕞歟」とあるにより改める。

4 烽火之警 底本「烽火之驚」。底本注に「警歟」とあるにより改める。

#### 注

(1) 執筆にあたって、川口常孝氏「藤原広嗣の乱」(『古代史を彩る万葉の人々』所収)を参考にした。

(2) たとえば、「疑フベキ所多キヲ以テ、此ニハ掲載セズ」(『古事類苑』政治部)。また「軍備縮小政策に対する批判という件の信憑性を除けば、本文の内容は明らかに後世の作であり、史実を論議できる材料ではない」(『日本古代氏族人名辞典』藤原朝臣広嗣の項)。なかでも、坂本太郎氏「藤原広嗣の乱とその史料」(『著作集 第三卷 六国史』所収、初出は『戦乱と人物』)は、上表文が重複多く修飾過多であり、到底真正なものとは認められないことを詳論する。

(3) 上表文は、多数の漢籍を引用補綴した四六体の漢文。いまは史料としての真偽よりも前に、上代の漢文として読めるかどうかを問題にしたい。前掲坂本氏論文も、上表文全体としては「明らかに後世の造作」としながら、個々の事実の中には信用できるものもあり、「もっとも好意的に考えれば、真の上表文の下書きの一部とか、その材料であったものの断片などが、どこか現地に残っていて、それを利用したのもあるうか」とも言う。まったくの偽作とする証拠は乏しいのではなからうか。たしかに上表文にしては引用(剽窃)が多く論旨錯雑の感があるが、うち続く災異が時の悪政によるという主

旨は広嗣当時のものと見て矛盾しない。たとえば、坂本氏は『劉向五記論』の伝来を疑われたが、これは『晉書』天文志からの孫引きであり、その他の典拠漢籍も当時必須の古典である。また天平十一年十一月廿七日の災異は天文学的事実であり、真備の近江守任官も十分な可能性がある。ただし上表文以外の部分は、広嗣が朝夕龍馬で都と大宰府を往返したとし、甚だしきは玄昉と道鏡を混じ和氣清麻呂や称徳天皇に及ぶなど、やはり荒唐無稽と言われる通りの説話的書物である。なお本縁起中に「観世音寺讀師能鑿。執筆筑前介南淵深雄。内豎磯上興波等。慕主公而傳。」とあるが、南淵深雄は平安初期に弘貞・永河・年名らの文人を出した南淵氏の一族であろうか。磯上興波は石上氏の流れか。

(4) 宮田氏は上表文の大部分を信すべきものと見る。その理由として、上表文の中では玄昉・真備の官位に矛盾がない、内容が広嗣乱時の藤原氏なき政界の情勢に合致する、玄昉・真備の提携関係や兵制についての議も尤もと思われることを挙げる。

(5) 『龍門文庫善本書目』に、

六五八 松浦廟宮先祖次第並本縁起附八所御靈 一冊 伴信友自筆稿本。群書類従卷第二十五所収の一本を書寫せしめ、これに自ら附訓(赭墨)を施し、詳細な考注(張紙書人もあり)を書加へてゐる。墨附十三葉。(下略)とあり、図版一葉を載せる。

(6) 『群書類従』本の奥に「右松浦宮縁起以無類本不能校正矣」とあり、西田長男氏「松浦廟宮先祖次第并本縁起」(『群書類題』神祇部)は、

伝本としては、管見に触れたのは、わづかに内閣文庫所蔵の諸社縁起文書、第五冊、に収める一本があるのみであった。明治十二年、修史館において水戸彰考館文庫所蔵本を書寫したのにかかり、おそらく類従本の底本もこの彰考館本であったろう。ただし、かく内閣文庫本は明治時代の新写とはいえ、類従本の校訂に資するところがすくなくない。(下略)と言う。『国書総目録』によれば、内閣文庫、彰考館、龍門文庫のほか九州大学にも蔵本があるが、九大本は野紙を用いた近代の新写本である。

付記 藤原広嗣の乱に関するおもな参考文献

新日本古典文学大系『続日本紀一』

北山茂夫「七四〇年の藤原広嗣の叛乱」(『日本古代政治史の研究』所収)

横田健一「天平十二年藤原広嗣の乱の一考察」(『白鳳天平の世界』所収)

栄原永遠男「藤原広嗣の乱の展開過程」(『大宰府古文化論叢 上巻』所収)

臣聞。昔者天子有諍臣七人。不失天下。

諸侯有諍臣五人。不失其國。

是故三王御國。恐有過而不聞。

五帝治世。懼忠言之不達。

或懸旌進善。或置木召謗。

伏惟。陛下乃賢乃聖。克文克武。重華放

助。何得間然。可謂黃河一澄。幸逢聖

臣聞 「上書」の慣用句。『文選』卷三十九に、李斯「上書秦

始皇一首」、鄒陽「上書吳王一首」「獄中上書自明一首」、司馬

長卿「上書諫獵一首」、枚叔「上書諫吳王一首」など。李善注

に、六國秦漢では「上書」と言い、漢魏已來「表」と言う、ま

た特に天子に進めるものを「表」と言うとある。『続日本紀』

天平十二年八月二十九日条には、「表を上りて時政の得失を指

し、天地の災異を陳ぶ。因て僧正玄昉法師、右衛士督從五位上

下道朝臣真備を除くを以て言とす」とある。

昔者天子有諍臣七人。不失天下。諸侯有諍臣五人。不失其國。『孝経』

諫諍章に「昔者天子有諍臣七人、雖無道、弗失天下。諸侯有諍

臣五人、雖無道、弗失其國。大夫有諍臣三人、雖無道、弗失其

家」とある。

運哉。

但聖人千慮。是有一失。

頃少人道長。君子道消。上下道隔。民

不安堵。

加以昊天誥譴。嗟有丁寧。群臣上下。

未聞極言。臣子之道。豈若斯哉。

臣家開闢以來。及至今日。鼎食累世。冠

蓋相連。恩賞超於呂霍。

榮寵類於伊周。

覆載之恩。死而不朽。

豈如荊軻感一旦之恩。爲燕報讎。

三王五帝 三王は禹・湯・武王（または文王）。五帝は黄帝・

顓頊・嚳・堯・舜。『史記』五帝本紀、夏本紀、殷本紀、周本紀。

或懸旌進善或置木召謗 帝堯の時、旌を道に設け、善を進めよ

うとする者にこれを言わせた。また帝舜の時、木を橋梁の上に

建て、民に政治の過失を書かせ、以て自ら反省したという故事。

『史記』孝文本紀に「古之治天下、朝有進善之旌誹謗之木」、

『漢書』王莽伝に「令王路、設進善之旌誹謗之木敢諫之鼓」と

ある。

重華放勛 重華は、舜帝の文徳が堯帝の後を継いで重ねて光華

を放つこと。『尚書』舜典に「曰若稽古帝舜、曰重華、協于帝」。

『史記』は舜の名とする。放勛は放勳。堯帝の称号。『尚書』堯

典に「曰若稽古帝堯、曰放勳、欽明文思安安」とある。

可謂黄河一澄幸逢聖運哉 黄河が千年に一度澄むのを、聖人の

生れる瑞祥とする。「黄河清而聖人生」（李康「運命論」、『文選』

卷五十三）。

聖人千慮是有一失 『晏子春秋』雜、下。『史記』淮陰侯伝。

少人道長君子道消 『漢書』劉向伝に、「小人道長、君子道消、

君子道消、則政日乱、故為否」とある。

冠蓋相連 『家伝』下に「冠蓋相尋」とある。

張良思五世之寵。爲韓威秦。

若斯而已。雖觸龍鱗。不敢不陳。

臣聞。皇之不極。謂之不隳。

時則昊天示變丁寧。

君上若改過修德。轉禍爲福。

知而不改。天則罰之。

然則天平五年及至十一年。并六箇歲。太

白徑天。

案劉向五記論曰。太白少陰弱。不得專

行。故以己未爲界。未得經天而行。經

天則晝見。其占爲兵。爲大臣。爲民。

呂霍 呂尚（太公望）と霍光。『史記』齊太公世家、『漢書』霍光伝。

伊周 伊尹と周公旦。『史記』殷本紀、魯周公世家。

荊軻感一旦之恩爲燕報讎 荊軻は戦国時代、衛の人。秦王を殺

そうとして失敗。『史記』刺客列伝。

張良思五世之寵爲韓威秦 張良は漢の高祖の忠臣。字子房。秦

王を討とうとして失敗。『史記』留侯世家に、「爲韓報仇。以大

父父五世相韓故」とある。

不隳 不善。「皇之不極、是謂不建」（『漢書』五行志）。

太白徑天 太白星が午を過ぎる。凶兆。『漢書』劉向伝に「辰

星出於四孟、太白經天而行」とあり、注に「孟康曰、……過午

爲經天也」とある。

案劉向五記論曰…… 『晉書』天文志に「太白昼見。案劉向五

記論曰、太白少陰、弱、不得專行、故以己未爲界、不得經天而

行。經天則昼見、其占爲兵喪、爲不臣、爲更王、強國弱、小國

強」とある。この孫引きであろう。上表文としては不審である。

五記論は『漢書』律曆志に、「劉向給六歷、列是非、作五紀論」

とある。今佚す。なお『晉書』天文志は、『史記』天官書・

『漢書』天文志等とともに、のち天文生が学ぶべき書の一とさ

主強國弱。主弱國強。臣勝主。此之攻  
占可畏也。

重以去天平十一年十一月廿七日。太白晝  
見。在心度日。正午時見未申。上有芒  
角。最可畏之。

穗在申日。心爲天王。海内主故置積率  
而衛己。五星極此度。而有變者。主者  
惡之。雖魏晉末代君臣同床時。而未有  
太白少陰在心而上而晝見也。

天平十一年正月廿九日災可畏。大史所知。  
故不勞陳。

れた（『統紀』天平宝字元・十一・九の勅。『漢書』律曆志も曆算生の  
必修の書であった）。五紀とは歳・月・日・星辰・曆数（『尚書』  
洪範）。参考、世界の名著『中国の科学』所収「晋書天文志」。

天平十一年十一月廿七日太白晝見在心度日正午時見未申上有芒角  
『統紀』には一致する記事がなく、以下の日付の災異について  
も該当の記事はない。しかしこの条は、齊藤国治氏『国史国文  
に現れる星の記録の検証』によれば、天文学的事実として信じ  
てよい。即ち、

観測地は九州大宰府とする。Ⅻ 31 正午に、太陽の黄経は28  
3°.0であり、金は黄経が236°.8、黄緯が+4°.0である。つまり、  
金（-4°.3）は太陽の西46°.8にあり、この時、西方最大離角  
であった。金の天球上の位置は、心大星  $\alpha$  Sco (1°.0) の北  
東10°にあり、記事とも一致する。また正南から西51°の方位  
にあったから、記事の“未申”も適切である。白昼輝いてい  
たから“芒角あり”も適切で、立派な天文記録である。

という。試みに『統紀』と『新唐書』天文志とを対照してみた  
が、太白に関する記録は一致するものがなかった（ただし日食  
の記録は一致するものが半数以上ある）。観測地が異なるためであ  
ろう。

二月廿九日夜半。地震蕭牆之内者又詳也。大史所奏。故不煩重。

十二年二月。陰獸登樹。奪陽鳥之巢也。

以五行傳按之。恐有賊人奪君位之象

乎。臣愚一矣。

讖記曰。胡法滅國亡。頃將者佛法漸頹。

最可畏也。何則結集正教之日。十地

菩薩四果聖人。咸集一處告誓言。從

此結集以後。一言一字不得增減。

然則增者失音。減者迷律。

傳内律教禁斷著正五位色。而今僧正玄

太白晝見 国の乱れる凶兆。『晉書』天文志に「太白：晝見、

与日争明。強国弱、小国強。女主昌」とある。『甘氏星占』に

「太白晝見、天子有喪、天下更王大乱。是謂經天、有亡国、百

姓皆流亡」。司馬彪『統漢書』天文志に「太白晝見經天、為兵

喪在大人」「太白晝見、為強臣争」。『統紀』聖武朝の太白の記

事は、神龜二・六・二十二「太白晝に見る」。同年・十・二十

九「晝に太白と歳星と芒角相合ふ」（歳星は木星）。同三・十二・

十二「太白、填星を犯せり」（填星は土星）。同五・五・二十

七「太白、大微の中に入る」（大微は星垣の名。天子の宮廷、五帝

の座などに象る。謀反・政変の前兆）。同五・六・九「太白、東井

に入る」。同七・八・二「太白と辰星と相犯す」（辰星は水星）。

同八・十・二十七「太白、月に入る」など。この時期に『統紀』

に天文記事が多い背景は、『統紀』養老五年正月二十七日の勅

に「文武の庶僚、今より以去、若し風雨・雷震の異あらば各極

言・忠正の志を存つべし」とあり、褒賞した文人・武士の中に

陰陽師たちの名も見えることが参看せられる。

在心度日 心は二十八宿の心宿。『統紀』神龜四年正月二十二

日条に「夜、月、心大星を犯す」とあり、心宿の主星（さそり



昉。恒著紫袂袈裟。一頃違正法。令諸僧尼漸染邪道。豈如此乎。

又諸如來三乘教中。未曾聞流放僧侶制。

僧尼有罪。即苦使耳。而今玄昉私制

邪律。流放僧尼。内挾舐糠之心。<sup>1</sup>

外曜指鹿之威。

佛法之賊亦何如斯。

又出家人者離出國家如牢獄。

棄捨妻兒如著枷鎖。

不得畜養奴婢牛馬。酤酒屠肉耕作商

買。

座の主星アンタレスの星食である。『晉書』天文志に「月犯心大星。占曰、心為天王位、王者惡之」とある。

稷在申日 未詳。稷は稷の異体字か。

積卒 積卒か。軍士のこと。『晉書』天文志には、星官として「積卒十二星、在房心南、主為衛也」と見える。

大史 ここは陰陽寮のことであろう。後年のことであるが、陰陽寮は「陰陽曆数、國家の重みする所、この大事を記す」ゆえに「大史局」と改められた(『統紀』天平宝字二・八・二十五)。

同月十八日に「大史」が翌年の災異を奏言したことが見える。

『職員令』に「陰陽寮 頭一人 掌らむこと、天文、曆数、風雲の気色のこと、異なることあらば密封して奏聞せむ事」とある。なお「大史」の官名は神祇官にもあり、「左大史」「右大史」は太政官にもあるが、ここはそれではない。

二月廿九日夜半地震蕭牆之内者又詳也 天平年間、『統紀』に

地震の記事は多い。なかでも、天平六年四月七日の大地震は、「天下の百姓の廬舎を壊つ。圧死せる者多し。山崩れ川擁り、地往々坼裂くること、勝げて数ふべからず」。同七月十二日の詔に「頃者、天頻りに異しびを見し、地数震動る。良に朕が訓導の明らかならぬに由りて、民多く罪に入れり」云々とある。

而今玄昉畜養奴婢。興作舍宅。聚積財

寶。釀酒屠畜。作農商侶。一同白衣。

法滅之漸彌扇。

外道之跡頓起者。一何悲哉。

又出家人者一切衆生大導師。故堅制威

儀。以導三有。

又僧正者佛法綱紀。法興廢緣此一僧。

然此僧無頭陀安居。種々威儀。而香華

飾身。愛著女色。宛如白衣無戒有情。

又十地菩薩非穴眼之所能見。

坐禪靜慮處非姪欲<sup>2</sup>所緣之境。

蕭牆は門屏。「蕭牆之内」(『漢書』五行志)。

陰獸登樹奪陽鳥之巢也以五行傳按之恐有賊人奪君位之象乎 陰

が陽の位に居るのは、賊人が君位を奪うことの象。五行伝は、

『漢書』劉向伝に、「向乃集合上古以来歴春秋六国至秦漢符瑞災

異之記、推迹行事、連伝禍福、著其占驗、比類相從、各有條目、

凡十一篇、号曰洪範五行伝論、奏之」とある。同藝文志に「劉

向五行傳記 十一卷」、『隋書』經籍志に「尚書洪範五行傳論十

一卷 劉向注」、『見在書目録』に「尚書洪範五行傳論十卷 劉向

撰」を著録。今輯本のみ存するが、『漢書』五行志は劉向五行

伝論に基づくという。五行志に、『春秋』昭公二十五年夏の

「有鸛<sup>くわん</sup>鳩<sup>くわん</sup>來巢」について劉向が「陰居陽位。象季氏將逐昭公、

去宮室而居外野也」と解したとある。これが該当するのである

う。穀梁伝注にも「劉向日、去穴而巢、此陰居陽位、臣逐君之

象也」とある。

讖記曰 未考。『隋書』經籍志に「劉向讖 一卷」があるが、今

佚す。この書物か。

結集正教之日…… 仏滅後、仏弟子たちが集まって聖典を編集

したとする伝説。いずれの書によるものか未詳。『法苑珠林』

卷十二結集部に、菩薩處胎経云として「時大迦葉。即使阿難昇

然詐説現身值遇十地菩薩。

矯言身證坐禪道。

昔聞。大夫汗穢正教。今見。玄昉欲絶法

綱也。

遂今令金身丈六佛眼流淚。

矯下賤女子。僞稱彌勒。

豈非法滅之相哉。臣愚二矣。

金光明最勝王經説曰。由諸天護持。亦得

名天子。三十三天主。分力助人主。若

王作非法。親近惡人。三十三天衆。咸

生忿怒心。天主不護念。餘天咸棄捨。

七寶高座。迦葉告言。佛所説法。一言一字。汝勿使有缺漏。菩

薩藏者。集著一處。聲聞藏者。集著一處。戒律藏者。亦集著一處。〔『大正藏』第五十三卷三七三頁〕とあり、類似の句も見える。

十地菩薩 修行の最高の段階に達した菩薩。十地は菩薩行の第十地。

四果聖人 修行を完成した聖人。四果は、さとのりの結果の四段階のうちの第四果。阿羅漢。

僧正玄昉恒著紫袈裟 『統紀』天平九年八月二十六日僧正。

同十二月二十七日条に、藤原宮子にまみえ、宮子が慧然開晤したとある。同十八年六月十八日死。伝に、靈龜二年入唐、天平七年帰国、經論五千余卷と諸仏像を齎し、紫の袈裟を着しめたが、榮寵日に盛にして稍く沙門の行いに乖き、時の人之を悪んだ、世に広嗣の靈に害されたと伝えるとある。なお養老元年四月二十三日条に「僧尼は、仏道に依りて、神呪を持して溺るる徒を救ひ、湯薬を施して痼病を療すこと、令に聴す」とあるように〔『僧尼令』も同様〕、僧尼の施療が公認されていた。天文を観ずることは禁じられたが、玄昉は皇后宮にて厚遇され、『摩伽經説星図品』 天文・占星術にも通じていたらしい（新川登龜男氏「呪われた天文書『摩登伽經』」、月刊しにか一九九四・七）。

國所重大臣。朽横而身死。惡鬼來入國。

疾疫遍流行。若有諂狂人。當失於國位。

由斯損王政。如象入花園。

然則頃歲。賢臣良將。零落殆盡。

百姓死散。里社爲墟。

疾疫流行。時無虛歲。

嗟乎興廢之機。係此一時。可不勉哉。

臣愚三矣。

我聖朝之爲國也。光宅日本。臨長安而竝

明。包括萬邦。對唐王以爭雄。

但唐王恒云。天無兩日。地無二主。無

苦使 僧尼にのみ科せられる刑罰。經典の書写などの労役をす  
る。『僧尼令』に規定がある。

内挾舐糠之心 糠を舐り尽せば必ず米を食うに至る。次第次第  
に害が及んで国を滅ぼすに至る。『史記』吳王濞伝に「今者主  
上興於姦、飾於邪臣、好小善、聽讒賊、擅變更律令、侵奪諸侯  
之地、徵求滋多、誅罰良善、日益甚、里語有之、舐糠及米」  
とある。『統紀』宝龜元年八月二十一日条の皇太子(白壁王)令  
旨にも、「道鏡法師、窃に舐糠の心を挾みて、日を為すこと久  
し」とある。

外曜指鹿之威 秦の丞相趙高が乱を為そうとして、鹿を二世皇  
帝に献じて「これは馬です」と言った。二世は笑って左右の臣  
たちに問うた。左右或は黙し、或は馬と言って趙高におもねり、  
或は鹿だと言った。鹿だと言った者を処罰したので、群臣は皆  
趙高を畏れたという。『史記』秦始皇本紀。

不得畜養奴婢牛馬酤酒屠肉耕作商買而今玄昉畜養奴婢興作舍宅聚  
積財寶釀酒屠穴作農商侶 『僧尼令』に、僧尼が私に園宅財物  
を蓄え、売買貸借によって利を収めること、飲酒・食肉するこ  
とを禁じる。また齋会の布施として奴婢牛馬兵器を受けること  
を禁じる。

大唐則日本。無日本則大唐。豈有東帝

西帝者乎。

遂挾姦心。窺我上國者。歲已長也。

葛爾<sup>3</sup>新羅虎狼爾。心含會稽之耻。

畜勾踐之怨。

祈禱群望。構禍國家者。日亦久乎。

北狄蝦夷。西戎隼俗。狼性易亂。野心

難馴。

往古已來。中國有聖則後服。

朝堂有變則先叛。

其爲俗也。子報父敵。孫酬祖怨。

白衣 俗人。

三有 欲有・色有・無色有の三種の生存。三界。

頭陀安居 頭陀は、煩惱塵垢をふるい落とし、衣食住について

の貪り・欲望を払い捨てて清浄に仏道修行に励むこと。乞食鉢など十二の頭陀行があると説かれる。安居は、修行者たちが

一定期間一箇所に集団生活し、外出を避けて修行に専念すること。宮中の安居の初例は『日本書紀』天武十二年七月。

金光明最勝王經 唐・義浄訳。養老二年に帰国した道慈によつ

てもたらされたという。経文が『書紀』欽明十三年十月の「仏教公伝」の記事の修飾にも用いられる。『続紀』神龜二年七月

十七日の詔には、諸寺の院に金光明經を讀ましめ、此の經無くは最勝王經を転して國家を平安ならしめよ、とある。同五・十

二・二十八「金光明經六十四帙六百四十卷を諸國に頒つ。國別に十卷」。天平九・八・二「四畿内・二監と七道の諸國との僧

尼をして清浄沐浴せしむ。一月の内に二三度、最勝王經を讀ましむ」。同年・八・十五「天下太平國土安寧の爲に宮中の一十

五処にして、僧七百人を請きて、大般若經・最勝王經を轉せしむ」。同年・十・二十六「金光明最勝王經を大極殿に講す」。同

十・四・十七「國家を隆平ならしめむが爲に、京・畿内と七道

但以畏陛下之威武。

服聖朝之文教。

匿爪牙於毛中。

戢羽翼於鱗下。

縱令朝堂有旰食之急。

邊城有烽火之警。

豈有忍父祖之宿怨。

忘子孫之甘心哉。

頃者賢臣已沒。良將多亡。

百姓零落。里社爲墟。

四隣具聞。八表共識。

の諸国とをして、三日の内に最勝王経を転読せしむべし」。国家鎮護の經典として尊重された。さて、この引用は、「王法正論品第二十」の正論から二、四句単位に抜き出したもの。『大正蔵』第十六卷四四二〜四四三頁。「若王作非法。親近惡人。」のみ順序が不同。左に括弧内に『大正蔵』の文字を注記して示す。

……由諸天護持。亦得名天子。三十三天主。分力助人主（王）。  
……三十三天衆。咸生忿怒心。……天主不護念。餘天咸棄捨（捨棄）。……國所重大臣。朽橫（枉擴。西大寺本は「枉橫」に作る）而身死。……惡鬼來入國。疾疫遍流行。……若王作非法。親近（於）惡人。……若有諂狂（誑）人。當失於國位。由斯損王政。如象入花園。……

賢臣良將零落殆盡百姓死散里社爲墟疾疫流行時無虛歲 『統紀』

天平七年是歲条に「年頗る稔らず。夏より冬に至るまで、天下、豌豆瘡（俗曰裳瘡）を患む。天くして死ぬる者多し」、同九年八月十三日の詔に「春より已來、災氣遽かに起り、天下の百姓死亡ぬること実に多く、百官人等も闕け卒ぬること少なからず」云々など、政情不安が甚だしかった。広嗣の父宇合も同九年八月五日薨じた。

當今練習五兵。振威四海。先諍後實。

災變或視。能崇賢選士。撫慰萬邦。割

却庸租。簡易庶務。

復八柱之已傾。

張四維之將絕。

然則遠肅近安。民豐國富。太平之基。

華戎共欣。康哉之歌。朝野同音。

豈可偃武棄備。將士解體。

修徐偃之仁義。

從蹈楚之詐謀乎。

兵法曰。天下雖安。忘戰必危。

光宅日本 『統紀』天平八年十一月十一日条に、葛城王・佐為

王らの橘宿禰賜姓を願う上表文を載せるが、その文中に「伏して惟みるに、皇帝陛下、天下を光し宅まして」云々とある。

『尚書』堯典序に「昔在帝堯、聰明文思、光宅天下」とある。

天無兩日地無二主 『礼記』曾子問に、「孔子曰、天無二日、土無二王」とある。

叢爾新羅虎狼爾 叢爾は小さいさま。天平期の日本と新羅の関

係は不調で、『統紀』天平九年一月には、帰国した遣新羅使が

新羅が常礼を失し使の旨を受けなかったと報告し、朝廷が官人に意見を徴した(十五日、二十二日)。「経国集」卷二十に載せる

天平宝字元・十一・十の対策問に「頃叢爾新羅、漸闕蕃礼、蔑

先祖之要誓、從後主之迷凶」とある。

會稽之耻 『史記』越王句踐世家。

北狄蝦夷西戎隼俗狼性易亂野心難馴 『統紀』養老四・九・二

十八、神龜元・三・二十五に蝦夷反乱。養老四・二・二十九に

隼人反乱。養老六・四・十六条には、蝦夷隼人を征討した將軍

らに行賞があった。

朝堂有盱食之急 盱食は、人君が政事に勤勞して晩く食事をす

る。『左氏伝』昭公二十年。『漢書』張湯伝。

勿恃彼之不來。

恃我有備而待也。

然則解却兵士。出賣牧馬。抑止射田。

若斯事條。未見其可。臣愚四矣。

又僧正玄昉。掌中有通天之理。直達中指。

傳聞。大唐相師曰。當作天子也。竊負

此言。獨窺寶位。熒惑陛下。欺詐后宮。

讒絶藩屏之族。令朝廷無維城之固。

放逐棟梁之家。令左右絶忠良之臣。

屢出酷政。令天下積怨於陛下。

舉動大役。令萬民疲弊於興作。

張四維之將絶 四維は國家を維持するに必要な四つの大づな。

礼・義・廉・恥。

康哉之歌 歌謡の名。やすらかであるよ。『尚書』益稷に、帝

舜が歌を作り、皋陶こうようが答えて「元首明哉、股肱良哉、庶事康哉」

と歌った。「康哉の歌遠からず」(『統紀』養老五・正・二十七)。

徐偃之仁義 周の穆王の時の徐国の偃王は仁義を行なったが、

荊(楚)の文王によって滅ぼされた。『韓非子』五蠹ごとに、「徐偃

王処漢東、地方五百里、行仁義、割地而朝者三十有六国。荊文

王恐其害己也、挙兵伐徐、遂滅之。故文王行仁義而王天下、偃

王行仁義而喪其国」とある。

兵法曰天下雖安忘戰必危 四部備要本『司馬法』に、「国雖大、

好戰必亡。天下雖安、忘戰必危」とある。『漢書』主父偃しゅほえん伝に、

「司馬法曰、国雖大、好戰必亡。天下雖平、忘戰必危」。司馬法

は司馬穰苴じょうしよの兵法。司馬穰苴は春秋、齊の将。『史記』司馬穰

苴伝。『隋書』経籍志に「司馬兵法三卷」、『見在書目録』にも

「司馬法三卷」を著録。

解却兵士 『統紀』天平十年五月三日条に諸国の健兒を停める。

同十一年五月二十五日兵士を停止した(『類聚三代格』延暦二十

一・十二)。同十八年十二月十日旧に復す。



偃武棄備。令國家忘戰。

愛養死士。不啻萬金之資貨。

所有行事。一同文種滅吳九術。

又從五位上守右衛士督兼中宮亮近江守下

道朝臣眞吉備。邊鄙傅子。斗筲小人。

遊學海外。尤習表短。

有智有勇。有辨有權。

口論山甫之遺風。

意慕趙高之權謀。

所謂有爲姦雄之客。

利口覆國之人也。

文種滅吳九術 文種は春秋、越の大夫。越王句踐のもと、呉を滅ぼすための謀にあずかる。『史記』越王句踐世家。

從五位上守右衛士督兼中宮亮近江守下道朝臣眞吉備 近江守以

外は『統紀』の天平十二年時の官位と一致する。同十一年八月

十二日記の「楊貴氏墓志」にも「從五位上守右衛士督兼行中宮

亮下道朝臣眞備」とある。近江守になった者は、『統紀』靈龜

二・五・十五條に從四位上藤原武智麻呂（『家伝』下に和銅五年

に任、同年・十・二十條に從四位下長田王、その後天平十三・

十二・二十三條に從五位下甘奈備真人神前、同十七・九・四條

に正四位上藤原仲麻呂兼官。眞備の授位は、天平八・正・二十

一に外從五位下、同九・二・十四に從五位下、同年・十二・二

十七に從五位上、時に中宮亮、同十・七・七條には右衛士督と

ある（右衛士督は正五位上相当官なので「守」とある）。從って眞備

の近江守兼官の可能性もないわけではない。さて「眞吉備」に

作るのには、『日本古代人名辞典』によれば統紀一本景雲元・宝

龜元・延暦十條、紀略天平七・神護元條、大日本古文書五―七

○五、類聚国史七十八奉獻部景雲元條、三代格八弘仁十一官符

など。靈龜二年、玄昉・阿倍仲麻呂らとともに渡唐。天平七年

三月帰国し、唐礼、太衍曆経、太衍曆立成、樂書要録などを献

亦作玄昉左翼。而蔽陛下明德。

臣熟視二盜。契爲比目。

雖陛下撫育之恩超同位。而進退周旋

猶如餓虎。

先知二盜必有大求乎。若不早除。恐

貽噬臍之憂也。

大公曰。涓水不塞將成江河。

兩葉弗去將用斧柯。

夫視日月之光不爲明目。

聽雷霆之動非爲聰耳。

所謂上智者居高堂之上。知日月之次序。

上した（『統紀』四月二十六日条）。また『見在書目録』に、『東觀漢記』を真備の将来とする。『史記』『漢書』と併せて三史と称されたもので、唐以後『後漢書』がこれにとつてかわる。宝龜六・十・二の真備の薨伝に、皇太子阿倍（孝謙）に『礼記』『漢書』を講じたとある。『学令』に、大学で教授すべき経書として、周易・尚書・周礼・儀礼・礼記・毛詩・春秋左氏伝を挙げ、孝経と論語を必修とする。文章科では、文選と爾雅に加えて三史を重んじた。

斗筲小人 器量の小さいつまらぬ人物。筲は一斗二升ます。

尤習表短 表短は長短の誤りか。長短は長短説、合縦連衡の説。

「学長短縦横之術」（『史記』主父偃伝）。

口論山甫之遺風 山甫は周の宣王の賢臣、仲山甫。『史記』周

本紀。

意慕趙高之權謀 趙高は秦の宦者。始皇の崩後、丞相李斯と謀

り、二世胡亥を立てる。李斯を殺して丞相となり、重用されたが、のち誅される。上文に「指鹿」の故事を踏まえる。『史記』

秦始皇本紀。

利口覆國之人也 『論語』陽貨に「悪利口覆邦家者」。

比目 鰈、鯉。一体不離の比喩。劉向『戦国策』燕策に「比目

見瓶水之中。知天下之寒暑。

之魚、不相得、則不能行。故古人稱之、以其合而如一也」とある。

臣請賜尚方劍。芟夷二盜。省薄苛政。以扶傾運。天下幸甚幸甚。

大公曰涓水不塞將成江河兩葉弗去將用斧柯 大公は孔子か。劉

誅無忌而謝吳王。楚子故事。

向『說苑』敬慎に「天妖伺人。熒熒不滅、炎炎奈何。涓涓不壅、將成江河。緜緜不絕、將成網羅。青青不伐、將尋斧柯。誠不能慎之、禍之根也」とある。『孔子家語』觀周にも見える。

戮晁錯而賜七國。漢帝上策。臣愚五矣。

見瓶水之中知天下之寒暑 かめの水の凍るのを見て冬を知る。微細な事を知って巨大の理を推知する。『呂氏春秋』察今に、「見瓶水之冰、知天下之寒、魚鼈之藏」とある。

臣聞。鷓鴣山鳥猶惜毀巢。

尚方劍 官府で作った名劍。佞奸の臣を誅する。『漢書』朱雲伝に、「臣願賜尚方斬馬劍、斷佞臣一人」とある。

况乎我國家宗廟社稷。

芟夷 乱賊などを除き平らげる。

與日月競其照臨。

天下幸甚幸甚 『旧唐書』五行志に、神龍元年（七〇五）の洛

與天壤齊其終始。

水の災異に関する宋務光の上疏を録するが、その中に「臣聞」「天下幸甚」「按五行伝曰」などの語句が見える。

然爲玄昉姦賊吉備凶豎所謀者。豈不哀

誅無忌而謝吳王楚子故事 無忌は春秋、楚の大夫費無忌。太子

哉。

建らるを讒害し、のち族滅せらる。『史記』楚世家、『左氏伝』昭公。

戮晁錯而賜七國漢帝上策

晁錯は晁錯。漢の景帝の時、御史大

忠臣義士。以何面目。戴天蹈地乎。

廷屈師傅。朱雲高志。折檻非罪。

漢文聖德。幸照盆下。納臣愚忠。

所謂負薪之言。芻蕘之事。聖人猶擇。

天下幸甚。

夫となり諸侯を圧迫したので、呉楚七国が反し、鼂錯は斬られ

た。『史記』『漢書』鼂錯伝。『蒙求』鼂錯峭直。

鷓鴣しきよう ふくろう。

玄昉姦賊吉備凶豎 『統紀』天平十二年八月二十九日条の上表

文に、玄昉と真備を除くことを主張する。ただし本縁起の上表

文では玄昉に対する批判が大部分であって、真備については言

及が少ない。

廷屈師傅朱雲高志折檻非罪 朱雲は前漢、魯の人。成帝の師傅

であった張禹が尊重されるのに憤って上書したが、帝の怒りに

触れ、宮殿の檻てすりを折ってしまうまでしがみついて、帝に願った

という故事。『漢書』朱雲伝。『蒙求』朱雲折檻。

盆下 失意の境遇。

負薪之言芻蕘之事 負薪・芻蕘は賤者の称。芻蕘は草刈りと木

こり。